はじめに

わない。そこで、他人の行為について責任を負わせるには、するといった場合を除いて)他人の行為について責任を負して単独犯を前提に規定しているため、(間接正犯が成立いて規定する。刑法各則に定められた犯罪類型は、原則と実行した者は、すべて正犯とする」として、共同正犯につ実行した者は、すべて正犯とする」として、共同正犯につ

て罰するものが共同正犯である。ように処罰を拡張しながらも、なお関与者を「正犯」としわゆる六十条以下の「共犯規定」である。そして、以上の「処罰を拡張する」必要があり、それを可能にするのがいわない。そこで、他人の行為について責任を負わせるには、

(二) では、このとき、過失致死傷罪や失火罪といった

に思われる。そして、肯定説によると、どのような場合に

利 航 司

甘

的であるのかということを問題にする余地が出てくるよう的であるのかということを問題にする余地が出てくるようのであるうか。つまり、過失犯の共同正犯がありうるのか、とあろうか。つまり、過失犯の共同正犯がありうるのか、との共同正犯を認めてきた。そして、日本の判例は、(戦分ありえるように思われる。実際に、日本の判例は、(戦分ありえるように思われる。実際に、日本の判例は、(戦分ありえるように思われる。実際に、日本の判例は、(戦力ありえるように思われる。実際に、日本の判例は、(戦力を肯定することには特に問題はないかもしれない。ところが、ドイツに目を転じると、判例・通説共に否定説についる。そうすると、ここでは、肯定説の論理は説得のであるのかということを問題にする余地が出てくるよう的であるのかということを問題にする余地が出てくるようのであるのかということを問題にする余地が出てくるようのであるのかということを問題にする余地が出てくるようのであるのかということを問題にする余地が出てくるようのであるのかということを問題にする余地が出てくるようのであるの場合にも刑法六十条を適用することができるのである。

いうのである。

そこで、以下このような問題を検討することとする。過失犯の共同正犯が成立するのかという疑問が出てくる。

二 日本の肯定説とその問題点

議論を扱う。(7)日本においては、行為共同説に依拠する肯定説がある。ここでは、その二つの日本においては、行為共同説に依拠する肯定説と、目的

(一)まず、行為共同説によるものがある。この見解は、 大いで、其の数人は過失犯の共同正犯たることを得べし」 大いて、其の数人は過失犯の共同正犯たることを得べし」 上、「数人が共同して一定の〔過失〕行為に出でたる場合 に於て、其の数人は過失犯の共同正犯たることを得べし」 に於て、其の数人は過失犯の共同正犯たる。この見解は、 大い方、共の数人は過失犯の共同正犯たる。この見解は、 とする。つまり、共同正犯とは行為を共同説。」のか、そ はいう。

ように思われるからである。

れ自体が可罰的評価を得るような「犯罪」の共同が認めらする場合を考えてみる。確かに、ここでは、「事前に」そ過失犯の共同正犯というものを肯定するという立場を採用しかし、このような理解には疑問がある。まず、仮に、

特別の規定がない以上『故意に二人以上共同して』という 龍一が述べるように「本来の行為共同説とは、 うのも、 意味に解釈すべきであ〔る〕」といった理解も可能である 共同説に立ちつつ、「〔六十条〕の『二人以上共同して』は もよいとする見解」に過ぎないと思える。そのため、行為 全部にわたって共同である必要はなく、その一部の共同で る以上、肯定説に立つとまではいえないはずである。 に思われる。しかし、だからといって行為共同説を採用す を採用しなければ、肯定説に立つことは、 れるわけではない。 同説にはバリエーションがあるが、私には、 そのため、「行為共同説」という立場 困難であるよう 犯罪行為の とい

(1) 次にあげるものは、目的的行為論による、過失犯の共同正犯を論じる」とされる。
における意識的要素に着目する見解である。これは、例えば「過失犯の実行行為は…不注意な目的的行為の遂行である。この(構成要件的に重要ではない結果に向けられた)目的的行為についての意思の連絡があれば、実行行為を共目的的行為についての意思の連絡があれば、実行行為を共る。
(5)

このような立場に対しては、目的的行為論とは、

そもそ

部分においては共同が可能である、とするのも問題である 犯の本質に即したものではないであろう。更に、 **ر با** らば、 ある。 運転を継続した。そのため、運転中に眠ってしまい、歩行 にある。 理解が問題であるのは、 そうである。しかし、 という批判がなされる。 ことに言及して肯定説を論じるとき、 ように思われる。 めるわけではなく、この見解による過失犯の理解は、 らといって過失犯の成立を否定することはできないはずで てしまうこと自体は、「意識的」ではない。しかし、だか 者を負傷させたという場合を考えてみる。このとき、 も過失犯における共犯現象そのものを否定するものである しかし、そのようなものが過失犯の類型の大部分を占 確かに、認識ある過失の典型的な事例を想定するな 「意識的な」 要素を認めることができるかもしれな 例えば、運転している最中に眠気が襲ってきたが、 この見解が、意識的な部分の共同という 目的的行為論者の採用する過失犯の 「意識的な」 要素に着目したこと 確かに、同理論の提唱者の見解は 実は、 意識していな 意識的な 過失 眠っ

はならないはずだからである。しても、更に、過失「結果」犯の共同正犯を認めることに対応する抽象的危険犯を共同していることが認められると

(三) 以上あげた二つの肯定説には問題がある。 もちろ (三) 以上あげた二つの肯定説には問題がある。 もちろ 否定説が明確に指摘するのである。

三 ドイツの否定説

は、共同正犯には、「残余の共同正犯者との、共働(Zusamしては、リストとM・E・マイヤーの議論がある。リスト(一) ドイツにおける否定説としては、 代表的なものとは、その議論を扱う。

と、意識的な部分の共同、

つまり、その認識

(=故意)に

menwirken)

の認識」

が必要であり、

このような共働の

とする

い部分においては共同していることを意味しない。

上、そのようなものでは、 は結びつかない」。 そのため、 共同正犯は故意を前提とす 惹起するという、部分行為(Teilakt)を統合する決意と できる。「しかし、過失的共働においては、 至らしめた」という場合を挙げ、このときは同時犯が成立 否定説は、 しては足りないのではないかということである。ところで、 に向けて何らかの 「共同 企てるということに結びつくということを想定することは に述べる。確かに、過失的共働においても、何かを一緒に するにすぎない、という。そして、マイヤーは、次のよう ろしたところ、彼らの不注意な振舞いによりある者を死に つの木材を…建物の足場から、通行人に警告せずに投げ下 以上の二つの見解は、過失においては、 共同正犯においては、「意識的かつ意欲的な共 (共働)」をするわけではない以 共同正犯規定の想定するものと 関与者らが結果 結果を共同で

ことが妥当ではない、ということは一貫している。

失犯においては、否定説が述べるように、全体を帰責する 的介入とはいえない。対し、結果を実現する意図のない過 自に「一部実行の全部責任」を負わせることが過大な刑事 とが明確である以上、故意犯を共同して実現する場合に各 るだけの、結果に向けられた「意識的かつ意欲的な共働」 う議論を呈示することが多い。つまり、 が、共同正犯成立のために必要である、としているのであ 行為を(共同正犯としての)全体の行為とすることができ 確かに、故意犯においては、「事前に」犯罪であるこ 否定説は、

る。

認識がないならば、

共同正犯は成立しない、とする。

そし

複数の人間が結果惹起について、意識なく共働した場

する。具体例としては「複数の建築作業員が共同して、一

つまり過失の共同

(Mitwirksamkeit) について言及

題点が出てくるのである。つまり、たとえ過失犯において、 働)」が認められるとしても、更には、何らかの根拠に基 行為の共同があるとしても、また、「意識的な共同 な反論にはならないのである。 い以上、それでは不十分であるとする否定説に対する適切 しても、それらがあくまでも結果に向けられたものではな づいて故意犯の共同正犯とのパラレルな構造が存在すると (二) そして、ここに、実は先ほどの日本の肯定説の問 言い換えると、単なる水掛

働」が必要であるが、過失犯においてはそれがない、とい

なお付言すると、

ある。 ある。 ある。 ある。 のは、同理論からは否定されるのが一般的であるため、同説の採用が肯定説の有利な論拠とはならないはずであるため、同説の採用が肯定説の日本の肯定説においては、目のはお付言すると、先ほどの日本の肯定説においては、目のはお付言すると、先ほどの日本の肯定説においては、目

四 ドイツの肯定説---事実的な肯定説--

いであろう。ここでは、まず前者を扱う。目する説である。これは、「規範的な」 肯定説といってよて、もう一つは、故意犯の共同正犯との構造上の差異に着これは、「事実的な」 肯定説といってよいであろう。 そし は ディッの肯定説には、大きく分けて二つある。一つは、ドイツの肯定説には、大きく分けて二つある。一つは、

ての相互了解は可能である、というのである。

する。しかし、それは正しくない、という。「というのも、(Einverständnis)」が存在しないとして共同正犯を否定ある、とする。 通説は、 過失行為においては 「相互了解と過失行為それぞれの属する責任内容に応じて共同正犯がフランクとメツガーの議論がある。フランクは、故意行為フランクとメツガーの議論がある。フランクは、故意行為(一)事実的な肯定説としては、代表的なものとしては、(一)事実的な肯定説としては、代表的なものとしては、

という方法で、複数人が「相互了解によって有責な共働をという方法で、複数人が「相互了解によって有責な共働を 領域においても「身体的な行為」があり、この行為につい という事例においては、「身体的な(körperlich)行為」 ものではない。しかし、例えば、不注意に木材を投下した たものではない以上、相互了解は、完全な行為に関連する を呈示する。まず、過失犯においては、最終結果を意図し すること」と定義できる、とする。 して、共同正犯とは、それぞれが構成要件該当行為を為す 為〕 について必要とされるわけではないからである」。 相互了解は、必ずしも特定の結果に向けられた惹起 自体は存在するのであり、ここでは、十分共同して意欲さ れ、実行されたものでありうる、とする。つまり、 メツガーも同様の議論 過失の 行 z

が多い。これに対しては、次のような反論が肯定説からな 欲的な共働がない」として共同正犯の成立を否定すること う言葉は、 される。 あるといっ はいないが)意識的かつ意欲的な共働に向けられることは ところで、否定説は、過失犯においては「意識的 例えば、 そもそも共に結果をもたらすということを意味 たものや、 過失犯においても、 「共働 (Zusammenwirken)」 ~こ (結果に向けられて か でつ意 例にも問題が出てくる余地がある。例えば、

フランクの影

そして、実は、以上のような肯定説には、具体的な適用

響下にあるエクスナーは、兄弟であるAとBが日没後に二

台の自転車にそれぞれ、

しているのではなく、一緒に(zusammen)「活動する たものである。 (wirken)」といったものにすぎないはずである、といっ

Xが(AとBを現認することができなかったため)

Bに衝

失は構成要件レベルでは同じであると考えられており、そ このことは、故意と過失は責任段階で区別されるだけであ ヴェルツェルによる目的的行為論の提唱時まで、 ないとしている場合では、説得力をもたないからである。 (一) で述べたようなことが言われていたからである。 れでも、その当時においては否定説が通説であり、 いうことを強調する見解に対しても妥当する。というのも、 も「共働」がありうると述べても、否定説がそれでは足り ても「相互了解」が可能であるとしても、また、過失犯で べたような批判が可能である。というのも、過失犯におい (二) しかし、以上のような議論については、すでに述 共同正犯は故意か過失かということとは関わらないと 故意と過 三

ていたという場合にも成立してしまい、その成立範囲に限 を修正して、無関係なAとBが、たまたま相前後して走っ となるはずである、という。「というのも、 とから無罪としたが、Aも過失犯の共同正犯として可罰的 る。 突し、このことによりXが重傷を負ったという説例を挙げ 定がなくなってしまう可能性が出てくるのである。否定説 ひとたび共同正犯を肯定してしまうと、例えば、今の設例 この見解のように、過失犯においても危険な行為の共同 結果について責任があるからである、と述べる。しかし、 共同の行為についての全体として(gesamt)予見可能な な走行を『共同で実行した』」のであり、両者とも、 を有罪とし、Aについては、因果関係が欠如するというこ (及びそれに対応する認識)が存在するといった理由で、 エクスナーは、このような事案において裁判所は、 両者は、危険 この В

近時の肯定説は、 五 ۲ イツの肯定説 否定説の批判を受けて、 規範的な肯定説 過失犯の共同

が懸念するのも、そのような事態であろう。

火で乗っていたところ、対向してきた自転車に乗っていた Aが前でBが後ろとなって、 無灯 正犯の構造を故意犯におけるのとは違ったかたちで構成す

る。ここでは、そのような議論を扱う。

おいて、

その二人の女性が注意を払わなかったところ、そ

共同正犯が「共同の(gemeinsam)正犯(Täterschaft)」 共同正犯の基準をそのまま過失行為に転用する」ことがで 共同正犯の基準をそのまま過失行為に転用する」ことがで 共同正犯の基準をそのまま過失行為に転用する」ことがで 共の単独犯においては、結果の表象が欠けてもよいとさ れているのに、過失犯の共同正犯においては、何故そのよ かということに拘泥してきた、という。しかし、 というの単独犯においては、相互了解といった「故意犯の は、ロクシンの見解である。

rung)」が生じるからである、と述べる。
の子供が負傷した、という場合を挙げる。ここでは、同一の子供が負傷した、という場合を挙げる。ここでは、一人だけが生するという関係がある。つまり、ここでは、一人だけが不注意であったとしても、結果が発生しないという関係がある、とする。そして、このとき、他人の義務違反への予ある、とする。そして、このとき、他人の義務違反への予ある、とする。そして、このとき、他人の義務違反への予ある、とする。そして、このとき、他人の義務違反への予めなら、ここでは、「重複した保証(doppelte Siche-fung)」が生じるからである、と述べる。

のようなことを前提として、共同「正犯」がありうるのかschluB)」ではなく、「義務(Pflichtdelikt)」として把握し、その正犯性を「義務犯(Pflichtdelikt)」として把握し、その正犯性を「義務の共同正犯の構造は、「共同義務の共同(35)の正犯性を「義務犯(Pflichtdelikt)」である、という。(35)の正犯性を「義務犯(Pflicht)」である、という。(55)の正犯性を「義務犯(Pflicht)」である、という。(55)の正犯性を「義務犯(Pflicht)」である、という。(55)の正犯性を「決意(Ent-付けるものとのみ結びつくとし、それは、「決意(Ent-付けるものとのみ結びつくとし、それは、「決意(Ent-付けるものとのみ結びつくとし、それは、「決意(Ent-

である以上、過失犯の共同正犯も、過失犯の正犯性を特徴

連絡といったものにあるわけではない」という。

具体例と

意思

く根拠は、

しては、

一人の子供を二人の女性が世話をしている場合に

という議論を展開する。そこから、過失犯の共同正犯を導

「共同の義務違反性に存するのであって、

いる。 常 もそも法益を侵害・危険にすることが禁じられているはず 反することではないと思われる。 を「義務に反すること」と捉えることである。確かに、 能であるだろう。そして、更に問題なのは、過失犯の本質 るのかはここでは明らかではな 要とするのは、責任原理に反するように思われるし、また、 |重複した保証|| が 「どのような根拠に基づいて認められ (二) しかし、以上の見解については、予見可能性を不 過失犯の行為規範は、 しかし、過失「結果」犯の行為規範違反は、 注意義務を守ること、とされて 〔い〕」といった批判が可(38) というのも、 ここではそ 義務に

ある。

したうえで、過失犯の共同正犯を論ずるオットーの見解で

えは、

例えば、

急いでいる乗客が、

タクシー

の運転手に制

限速度を超えて走って欲しい旨要求したところ、それに

ンと同様に、故意犯の正犯性と過失犯の正犯性は異なるといってよいと思われる。そして、次にあげるのは、ロクシ肯定説とは一線を画するものであり、非常に重要なものとなったため、それ以上は発展しなかった。しかし、従来のは、ロクシン説は、ロクシン自身が否定することと以上のロクシン説は、ロクシン自身が否定することと

のである。

則として自らの行為について答責的なのであって、他人の「自己答責性」に着目する。これは、「すべての個人は、原(三)オットーは、まず、過失犯の正犯性の基準として

行為についてはそうではない」というものである。この考

のも、ここで結果を惹起したのは、あくまでも運転をして犯の責任を負うであろうか。そうではないだろう。という考えると明白である。このとき、乗客及び同乗者は、過失運転に賛意を示したところ、運転者が事故を犯した場合を選転に対力・に同乗した者が、運転している者の無鉄砲なスポーツカーに同乗した者が、運転している者の無鉄砲なスポーツカーに同乗した者が、

のである。そして、このような基準を確認した上で、オッカーのである。そして、このような原則が、過失犯でも成り本的に自分の為したことに責任を負うものである、というある。ここで確認されているのは、刑法というものが、基ような者は処罰されない以上、不可罰であるはずだからで

乗客及び同乗者は、過失による教唆・幇助に過ぎず、その

いる者であり、その者が過失正犯として処罰されるべきで、

である。 そして、「共同で危険を基礎づけること又は高め進は、危険を基礎づけること(Begründung)又は高める基準による、という。まず、過失作為犯における正犯性基基準による、という。まず、過失犯の正犯性を構成するような

トーは、次のような議論を呈示する。

上をまとめると、 険が実現することの予見可能性が必要である、とする。 共同正犯が成立する。 関与者らが、「意識的で分業的な他者と なお、このとき関与者において、 以 危

ること」によって、

法益侵害を現実化した場合、

過失犯の

においても同様の議論を展開する。 過失犯の共同正犯を構成するのである。そして、不作為犯

果に対して共に答責的である。以上のように、オットーは、 の危険が予見可能なかたちで結果に現実化されたとき、 の共働のなかで危険を基礎づけた又は高めた」場合に、

結 そ

切な行為をしたとしても、いずれにせよ(他者の不適切な

係は肯定できないように思われる。というのも、

自分が適

この事例においては、各自の行為と結果との間の因果関

というのである。では、そのような「全く規範的な」 というものを設定するとき、全く規範的な歩みがなされる、 実的な要素」を放棄することが示唆される。そして、特定 すでに存在する危険を防止したり、回避しないことの共同 の危険の防止又は低下についての「共同の法的な答責性」 ところが、不作為領域においては、関与者間において、 (意思の)一致という共同正犯を基礎づけるような「事 肯定

> いずれにせよ消火はできなかった、というものである。 であるが、その日はその防火装置に水が満たされておらず、 きず、そのためXが死亡した。 が発生したとき、Fは酔っ払っていたため、 するという任務を負っていた。ところが、その劇場で火災 しかし、後で判明したこと 消火作業がで

あ(造る48は、 ることが出来るとする。そして、このような共同正犯の 体として把握することができ、結果について責任を負わせ するということから、過失犯の共同正犯として、両者を一 明確な取り決めはない、 不可罰ということになる。しかし、オットーは、 行為によって)結果が発生したからである。そうすると、 「共同の答責性(gemeinsame Verantwortung)」が存在 故意犯においては対応するものがないようなもので つまり事実的な要素はないが、 両者には

には躊躇がある。(49) 罰範囲が広すぎるように思われるからである。ところで、 しかし、 というのも、 右の例で過失犯の共同正犯を肯定するの それを認めてしまうと、処

防火装置を水で満たすことの責任を負っていた。

消防士Fは、

その劇場で火事が起こった場合、

それに対応

そして、

次のような事例を呈示する。

それは、

劇場の支配人Dは、

オットー

は

と述べるのである。

説というものはどういうものなのであろうか。

とはできないと思われる(その論拠については、六〔五〕のことに着目したものである。しかし、右の例で、他者のうことに着目したものである。しかし、右の例で、他者のうことに着目したものである。しかし、右の例で、他者のうことに着目したものである。しかし、右の例で、他者のうことに着目したものである。しかし、右の例で、他者のうことにできないと思われる(その論拠については、六〔五〕とはできないと思われる(その論拠については、六〔五〕とはできないと思われる(その論拠については、六〔五〕とはできないと思われる(その論拠については、六〔五〕とはできないと思われる(その論拠については、六〔五〕とはできないと思われる(その論拠については、六〔五〕とはできないと思われる(その論拠については、六〔五〕とはできないと思われる(その論拠については、六〔五〕とはできないと思われる(その論拠については、六〔五〕とはできないと思いては、六〔五〕とはできないと思われる(その論拠については、六〔五〕とはできないと思われる。

の他に、更に操縦可能性という概念を採用している。これ

は、(過失犯の) 正犯性基準として、 自己答責性

オットー

ればよいのであろうか。では、過失犯の共同正犯というものは、どのように考え

も参照)。

六 結論――私見の呈示―

①過失犯の正犯概念を広げるという、個人責任原理に反す

に法益保護としては不十分であり支持できない。

つまり、

り立つということである。そのため、対等な個人間においがその責任を問われる」という原則(=自己答責性)が成がその責任を問われる」という原則(=自己答責性)が成合自己の有責な行為によって惹起された結果についてのみ各自己こでは、結論として、私見を呈示することとする。

て

過失犯の共同正犯という構成を経ずに、各自の注意義

をした上で、過失犯の共同正犯を肯定するという見解が支 者がいる場合に常に不可罰となるという事態を回避するも のとして、過失犯の共同正犯があるのである。そして、過 失犯の共同正犯が、その成立要件を故意犯と異なるものと して呈示できるのであれば、否定説のいう批判は当たらな として、過失犯の共同正犯があるのである。そして、過 のとした上で、過失犯の共同正犯があるのである。そして、過 のとした上で、過失犯の共同正犯があるのである。そして、過 のとした上で、過失犯の共同正犯を肯定するという見解が支 をした上で、過失犯の共同正犯を肯定するという見解が支 をした上で、過失犯の共同正犯を肯定するという見解が支 をした上で、過失犯の共同正犯を肯定するという見解が支

持される。 (56)

(67) というで、肯定説に立つとしても、更に注意すべきことがここで、肯定説に立つとしても、更に注意すべきことが

を撃って死亡させたという場合を考えてみる。ここでは、である。例えば、AとBが意思連絡の上で、Cに向けて銃故意犯における共同正犯においては、通常なされない議論定説の最大のメリットはそうであろう。しかし、それは、という議論の存在である。確かに、(今述べたとおり)肯

因果関係が明確な場合とそうでない場合とで区別すべきで

為なのである。

為なのである。

為なのである。

為なのである。

為なのである。

為なのである。

為なのである。

会別

の共同正犯になるはずである。そうである以上、過失犯をは共同正犯になるはずである。そうである以上、過失犯あろうか。そうではないであろう。共に、等しい基準で両

(二) そして、次に、どのような成立要件であるのかが(二)そして、次に、どのような成立要件である。このとき、まず、着目すべきなのは、共同正問題となる。このとき、まず、着目すべきなのは、共同正問題となる。

「注意義務」 を守ることではなく、

予見可能な結果を回避

(61) と、過失犯においては「正犯」のみすることにある。そして、過失犯においては「正犯」のみすることにある。そして、過失犯の正犯性は、予見可能な結果を回避できる)者ということになる。関与者らに以上のような正犯性があることが要ず必要なのである。このとき、以上のような「正犯性」の理解からは、関与者間において、常に対等なかたちだ場合は、その者に結果の回避を委ねた方が刑法システムた場合は、その者に結果の回避を委ねた方が刑法システムを思われる。そのため、関与者のうち、ある者の方が他のと思われる。そのため、関与者のうち、ある者の方が他のと思われる。そのため、関与者のうち、ある者の方が他のと思われる。そのため、関与者のうち、ある者の方が他のと思われる。そのため、関与者間においては「正犯」のみすることにある。そして、過失犯においては「正犯」のみすることにある。そして、過失犯においては「正犯」のみすることにある。そして、過失犯においては「正犯」のみすることにある。

味するであろう。そうすると、成立要件は、そのようなとは、関与者らがいわば「一体」として扱われることを意なるということである。そして、「共同」であるというこ「共同の」正犯である。つまり、単独犯(同時犯)とは異「共同の」正犯である、つまり、単独犯(同時犯)とは異

正犯は成立しない。(63)

が認められる。

により、

よれば、

きると思われる。ここでは、共同して危険を設定すること

(55) 「共同で危険を設定すること」 に求めることがで

結果が関与者らの共同関係に依存するという関係

だからこそ、法益侵害結果は、

そのような

発生する結果》の予見可能性が要求される。

同で「危険」を設定していることの認識、

及び、②そのこ

のことをまとめると、「共同で」 危険を設定した関与者ら共同関係によって回避することが要求されるのである。こ

がなければ、過失犯の共同正犯は成立しないと考えられる。ことになる。そのため、共同で危険を設定するという事実ら―「共同で」結果を回避することが要求される、というは、―当該危険を自分達で作り出してしまったのであるか

意味は、 作り上げてしまった場合であるだろう。これは、オットー 問題となるが、それは、関与者らがそのような依存関係を 険を基礎づけること又は高めること」、私なりの言い方に がプロトタイプな肯定説で述べていたとおり、「共同で危 どのような場合が依存しているといえるのかということが になる。 に依存している(abhängen)ということにある。 結果の阻止) 「共同性」に合致するようなものが必要であるということ 当該構成要件的結果の発生(もしくは構成要件的 このとき、「共同性」が認められるということの が、 個別の個人ではなく、複数の個人の共働 では、 過失領域において、

ここでは、 観的な要素は必要である。 理的なコンタクトのない同時犯とは区別されるだけの、主 行為についても責任を負うものである以上、他者性を認識 犯である。では、行為者の主観面はどのように考えるべき 過失犯の主観的要件が「具体的な予見可能性」である以上、 危険を設定していることの認識が必要と思われる。また、 していない場合は含まれないはずである。少なくとも、心 を基礎づけるわけでもない。 われる。そして、過失犯における意識的要素が、共同正犯 れ自体が過失犯の共同正犯を基礎づけるものではないと思 であろうか。まず、 と「共同性」が認められるような場合が、過失犯の共同正 危険設定時における、 ロクシンが述べるように、 そのため、関与者には、 しかし、共同正犯は、他人の 《事後的に共同関係から 意思連絡そ 共同で

右に述べたような、「正犯性」

に述べた正犯性の理解からは、関与者らの関与が対等であ可能性、という二つの要素が必要なのである。なお、すでとにより事後的に共同で「結果」を発生させることの予見

ることが要求される。そのため、この予見可能性の程度は、

(四)なお、過失犯の共同正犯の主観的要素について結果実現まで等しいかたちで存することが必要となる。

(四)なお、過失犯の共同正犯の主観的要素については、 (四)なお、過失犯の共同正犯の主観的要素については、 (密) 化されている場合」といったものである―が客観的に認め (を) ないものと考えられる。例えば、共同で危険を設定したと いえるが、結果発生時においては、高度に分業 いえるが、結果発生時においては、高度に分業化されてい いえるが、結果発生時においては、高度に分業化されてい にのう。

では、一つの木材を投下する場合と、別個に投下する場合関与者らに過失犯の共同正犯が成立する。そして、この危険の設定が認められることを前提として、関与が対等であるならば、関与者らに過失犯の共同正犯が成立する。なお、この危険とに対応する認識及び結果発生についての予見可能性が認められることを前提として、関与が対等であるならば、関与者らに過失犯の共同正犯が成立する。なお、この事例である。(五)以上が、本稿の理解する過失犯の共同正犯である。

対応する認識)が認められない以上、過失犯の共同正犯は 同正犯は成立しないこととなる。また、オットーの挙げた 化」が認められる(場合が通常である)ため、 いうことに、(「木材投下事例」とは異なり)「高度な分業 が存在する。しかし、それぞれ各自の自転車を運転すると 「共同の」 行為であるからである。 そして、 エクスナー いずれの行為によるものかが明確な場合と不明確な場合と そも共同して危険設定をしているという事実 イクリングをしていたといえるならば、共同の危険の設定 「自転車乗り事例」である。 ここでは、 で区別されない。何故なら、 劇場管理人と消防士の事例」であるが、ここでは、 因果の始点は、 確かに、二人でサ (及びそれに あくまでも 過失犯の共 そも

(1) 山口厚『刑法総論』(二〇〇一年) 二五一頁。

成立しないと考えられる。

- 二項及び一九七五年改正前の旧四七条も同じである。(2) この点は、共同正犯を定める、現行ドイツ刑法二五条
- 一年一○月二三日新聞二○五七十二一などである。但し、大正一一年五月二二日評論一一―刑法一八六、大判大正一正三年一二月二四日刑録二○一二六一八、朝鮮高等法院判正三年一二月二四日刑録二〇一二六一八、朝鮮高等法院判

とで区別されない。また、後者においては、結果の発生が

(4) 最判昭和二八年一月二三日刑集七―一―三〇を端緒と 二四—一三七、東京地判平成四年一月二三日判時一四一九 い」として、過失犯の共同正犯否定説を採用した。 義務を怠った審理不尽の違法があるということはできな いて理論上共同正犯の成立を認めない以上原審には…釈明 和五二年二月二四日刑集三二―一―二九は、「過失犯につ 七七一―一六八等の下級審判例がある。但し、仙台高判昭 当する」とした原審の判断を、そのまま受け入れていた。 両名の判示所為は刑法第二百十一条〔及び〕第六十条に該 七二七—一七二、東京地判平成一二年一二月二七日判時 —一三三、札幌地小樽支部判平成一二年三月二一日判時 ─五─八五五、名古屋高判昭和六一年九月三○日判時一二 七=八—八一六、京都地判昭和四〇年五月一〇日下刑集七 して、名古屋高判昭和三一年一月二二日裁特三―二一― 大判昭和一〇年三月二五日刑集一四―三三九は、「被告人 ○○七、佐世保簡略式命令昭和三六年八月三日下刑集三丨

6 (5) 肯定説を通説とするのに大きく寄与したのは、 昭『刑法における過失共働の理論』(一九七三年)である。 侵入窃盗を企てた被告人両名が、灯り採りのためにマッチ ter Cramer/Günter Heine)を参照。 setzbuch, 26. Aufl., 2001, Vorbem 88 25ff. Rn. 115f. (Pe 学説については、Schönke-Schröder, Strafge 判例としては、 内田文 住居

> 相互に石を投下したことにより、被害者を死亡させたが、 判決」)がある。なお、スイスの判例ではあるが、二人で、 に過ぎなかった BGHSt 37, 106. (いわゆる 「皮スプレー いては、取締役らを過失傷害罪の不作為の同時犯を認めた を認めたのにもかかわらず、不回収決定前の発生結果につ 生結果については、取締役らを傷害罪の不作為の共同正犯 らに健康被害が続出したという事案で、不回収決定後の発 として、取締役会において不回収の決定をしたところ、さ ているにもかかわらず、その原因が不明であることを理 限会社の取締役らが、自社製品によって健康被害が続出し ObLG, NJW 1990, 3032. また、皮革スプレーを販売した有 案で、両名の「一致した意思」があるとして(共同正犯と OLG Schleswig, NStZ 1982, 116. そして、ほぼ類似の事 いずれの行為により結果が発生したのか不明な事案で、 いう構成を採用せずに)過失同時犯の成立を認めた Bay て、否定説の立場から失火罪について無罪を言渡した を擦った後にそのマッチを捨てたところ、火災が発生した (共同正犯という構成を採用せずに)過失同時犯の成立を どちらのマッチによるものか不明であった事案におい

ツの否定説の議論とほぼ重なるため、独立して取り上げな 日本における否定説も存在するが、 それはドイ

7

勿論、

認めた BGE 113 IV, 58. がある。

۱, ا 頁が代表的である 成要件」現代刑事法三六号(二〇〇二年)一一五—一一六 なお、日本の否定説としては、井田良「共同正犯の構

- 9 (8) この対立枠組みは、牧野英一によるものである。同・ 本刑法上巻』(第六三版・一九三八年)四〇八―四〇九頁。 『刑法研究第一巻』(一九一九年)一頁以下、同・『重訂日 牧野・前掲書『重訂日本刑法上巻』四六〇頁
- 10 例えば、植田重正『共犯の基本問題』(一九五二年)
- 一二三頁。
- 年)二五一頁も参照。

(11) 更に、松宮孝明

『刑法総論講義』(第三版・二〇〇四

- 13 12 浅田和茂「共犯論覚書」『中山研一先生古稀祝賀論文 平野龍一『刑法総論Ⅱ』(一九七五年)三六四頁
- 集第三巻』(一九九七年)二八二頁。
- 14 例』(一九八八年)七三頁。 阿部純二「過失の共犯」芝原邦爾編『刑法の基本判
- 15 習 (刑法総論)』(増補再版・一九七三年)一七八頁。 木村亀二「過失の共同正犯」平野龍一ほか編『判例演
- 16 一九頁、同頁注一七三。 松宮孝明 『過失犯論の現代的課題』(二〇〇四年) 三
- 17 ZStW 58 (1939), S.537ff.; ders., Das Deutsche Straf-Hans Welzel, Studien zum System des Strafrechts

行為への過失的関与においては、貫徹されていない旨示唆 Anm. 28 せ、 schaft und Gestaltungsherrschaft, GA 1994, S.121 しないとするのである。 但し、 Heiko H. Lesch, Täter る。 日常的に必要とされている注意に反する非故意の行為は、 概念(=故意作為犯の正犯概念)とは、異なるものであり 犯概念は、ドグマーティクの中心に存在する目的的な正犯 (原則として)すべて過失犯の単独正犯である、としてい つまり、過失犯は、(広義の) 共犯規定と一切リンク ヴェルツェルの過失犯の正犯概念が、

- 〔18〕 団藤重光 「過失犯と人格責任論」『過失犯(1)日沖 このような批判は、正当であるといえる。 目的的行為論者の過失犯の理解を批判する(同七四頁)。 そもそも「故意犯の構造をもつ」のではないか、と述べて 「客観的に違法な行為を目的的におこなう」ということは、 憲郎博士還暦祝賀』(一九六六年)七七頁。なお、団藤は、
- 19 松宮・前掲書(注16)三一九頁。
- 21 20 四三九頁以下。 更に、塩見淳 例えば、大谷實『新版・刑法講義総論』(二〇〇〇年) 「過失犯の共同正犯」 判例タイムズ八四

六号(一九九四年)五三頁も参照

過失犯の正

recht, 11. Aufl., 1969, S.99. ヴェルツェルは、

- (\Re) Franz Liszt/Eberhard Schmidt, Lehrbuch des Deutschen Strafrechts, 25. Aufl., 1927, S.323f.
- (32) Max Ernst Mayer, Der Allgemeiner Teil des deutschen Strafrechts, 2. Aufl., 1923, S.382. このような見解をそのまま採用する日本の否定説として、瀧川幸辰『犯罪論序説』(一九三八年)三〇二頁。
- (24) Z.B. Walter Gropp, Strafrecht Allgemeiner Teil, 2. Aufl., 2001, S.347. なお、否定説に立つ Wilhelm Sauer, Allgemeine Strafrechtslehre, 3. Aufl., 1955, S.219 は、過失の共働について、「法的な意味」での意識的共働ではない、と表現する。
- (5) Z.B. Reinhart Maurach/Karl Heinz Gössel/Heinz Zipf, Strafrecht Allgemeiner Teil, Teilband 2, 7. Aufl., 1989, S.251., 309.
- (26) Reinhard Frank, Strafgesetzbuch für das Deutsche Reich, 18. Aufl., 1931, S.114f.
- (%) Edmund Mezger, Strafrecht, 3. Aufl., 1949, S.422.
- (\overline{\pi}) Vgl. Georg K\u00fcpper, Zur Abgrenzung der T\u00e4terschaftsformen, GA 1998, S.527.
- (প্র) Vgl. Hermann Kantrowicz, Tat und Schuld, 1933, S.149f.
- (%) Z.B. Eberhard Schmidhäuser, Strafrecht Allge-

- meiner Teil, 2. Aufl., S.507 Anm. 10, S.514
- (31) 藤木英雄『過失犯の理論』(一九六九年)一二頁以下
- (32) Franz Exner, Fahrlässiges Zusammenwirken, in: Festgabe für Reinhard Frank, Band 1, 1930, S.585f. ェクスナーがここで挙げる説例は、RGSt 63, 392. である。
- だねることとし、以下では、主にロクシンとオットーの説ようになった。これらの議論の詳細については、別稿にゆ照。)の影響を受け、規範的な肯定説が盛んに論じられる6) 一ナナ〇年代以際に「皮フラレー半汐」(注 6 る参

を概観することとする。

- 時報四三巻六号(一九九一年)一頁以下がある。 Aufl, 1967, S.531f. なお、このような「共同義務の共同侵害(違反)」という考えは、日本でも継受され、代表的な害(違反)」という考えは、日本でも継受され、代表的ない。 では、大塚仁「過失犯の共同正犯の成立要件」法曹ものとして、大塚仁「過失犯の共同正犯の成立要件」法曹もの共同侵害を持ている。
- (☆) Vgl. Roxin, a.a.O., S.527f
- (%) Roxin, a.a.O., S.535.
- を過失犯の成立要件として採用していない。Roxin, Straf-- | で協会雑誌一二一巻一〇号(二〇〇四年)一七三—一七四学協会雑誌一二一巻一〇号(二〇〇四年)一七三—一七四学協会雑誌一二一巻一〇号(二〇四年)一七三—一七四学協会雑誌一二一巻一〇号(二〇四年)

- recht Allgemeiner Teil, Band 1, 3. Aufl., 1997, S.923f
- 38 いて」法学政治学論究四八号(二〇〇一年)八六頁 内海朋子 「過失共同正犯肯定説における帰責問題につ
- (3) 木村静子「過失犯における行為の危険性」成蹊法学一 二号(一九七八年)一〇五—一〇六頁。
- 41 (40) 今現在、ロクシンもこのことを認めている。Roxin, a ここでは、後で述べるオットーのプロトタイプの肯定説 Roxin, Strafrecht Allgemeiner Teil, Band 2, 2003, S.97f. 1975, S.601f. なお、 じられているのは、危険な行為の不作為である、と述べる。 とが命じられることとなってしまうが、しかし、ここで命 しまう。そして、注意義務というと、注意して作為するこ 過失作為犯が、必要な注意の懈怠という不作為犯となって a.O. (Anm. 37), S.923. 過失犯を注意義務違反とすると、 Roxin, Täterschaft und Tatherrschaft, 3. ロクシンの現在の考えについては、 Aufl.
- (注45の本文該当箇所を参照。)に親近性を示している。

42

Harro Otto, Grundkurs Strafrecht, Allgemeine

- 43 Strafrechtslehre, 6. Aufl., 2000, S.298 meiner Teil 1, 4. Aufl., 2000, S.431 Vgl. Günter Stratenwerth, Strafrecht Allge-
- 44 (条文上は明白ではないが)判例上は、否定されている。 このことは、 ドイツ刑法典上は明白であるし、 日本で

- 45 富良野簡判昭和三四年七月一四日下刑集一―七―一六三九。 以上は、Otto, a.a.O., S.299. なお、ここでいう「危険 過失犯が問題となっている以上、それ自体が「犯
- 46 Otto, a.a.O., S.300

罪」である必要はないと考えられる。

- (47) Otto, a.a.O., S.300. なお、類似の事案として、ders., Tä : Festschrift für Günter Spendel, 1992, S.283f. も参照。 terschaft und Teilnahme im Fahrlässigkeitsbereich, in
- 48 49 zikowski, Restriktiver Täterbegriff und fahrlässige Be 大企業の組織的な過失犯罪をも視野に入れた議論である。 Otto, a.a.O. (Anm. 42), S.300. このオットーの議論は、 オットー説のその他の問題点を含めて Joachim Ren
- 50 Otto, a.a.O. (Anm. 42), S.63ff.

teiligung, 1997, S.206., 290f も参照

- 51 五頁。 藤木英雄 『新版・刑法演習講座』(一九七〇年)二三一
- (52) 例えば、 か編 四年)四八八頁、木村光江「過失の共同正犯」芝原邦爾ほ 『刑法判例百選Ⅰ総論』(第五版・二〇〇三年) 一五 前田雅英 『刑法総論講義』(第二版・一九九
- (33) このことを認める議論が、 のような議論である。日本でこのような広い過失犯の正犯 注17であげたヴェルツェ

肯定された事例」『平成四年度重要判例解説』(一九九三 性を採用する立場として、 一七二頁 高橋則夫「過失犯の共同正犯が

- 版•一九九六年) 三一四頁 例えば、曽根威彦『刑法の重要問題 [総論]] (補 訂
- 55 502) うな過失犯の広い正犯概念が個人責任原理に反するという しかし、この見解に対しては、処罰範囲が過大に過ぎると 訂刑法Ⅰ総論』〔補正版・一九九七年〕三○九頁)がある。 在する。 批判が可能である。 Ⅰ』〔一九九九年〕 三四六頁、 Schmidhäuser, a.a.O., S 的正犯概念を採用する立場(例えば、山中敬一『刑法総論 いう批判が妥当する。そして、肯定説に立ちつつも、統一 (狭義の) 共犯を可罰的であるとする立場 (内田文昭 但し、肯定説においても、 も存在する。 まず、日本では、 しかし、この見解に対しては、そのよ 肯定説に立ちつつも、 以下述べるような立場が存 過失の 设
- 56 考えるのかという疑問が生じる余地がでてくる。 見解を採用する否定説は、 過失犯成立の可能性を認めている。そのため、そのような つ、誤信したことに「共に」過失がある場合にどのように なお、付言すると、日本の通説は、誤想防衛において 例えば、誤想防衛を共同し、 何故なら

- 『刑法総論下巻』(一九一七年)一〇一四頁参照 しているということが否定できないからである。 大場茂馬
- (57),例えば、西田典之「過失の共犯」法学教室一三七号

(一九九二年) 二〇頁参照。

なお、山中敬一 『刑法総論』 (一九九九年)

八〇二

- うな理由により、妥当ではない。 おいて判断構造を異にしている。 −八○三頁は、因果関係が明確な場合とそうでない場合に しかし、本文で述べたよ
- 59 個別の行為と結果との因果関係を不要とする。 Kamm, Die fahrlässige Mittäterschaft, 1999, S.208 & われる。 このことは、 例えば、 肯定説において共有されているものと思 Renzikowski, a.a.O., S.289.; Simone
- (60) このように、 直接正犯・間接正犯・共同正犯といった 犯性を客観的注意義務違反行為による行為(=事実)支配 という議論については、橋本正博『「行為支配論」と正犯 とする(同書一九五頁)ことには、 理論』(二〇〇〇年)を参照。 正犯類型を、統一した「正犯」基準から導出すべきである 但し、橋本が、過失犯の正 疑問がある。
- 62 61 造」学習院大学法学会雑誌三八巻一号(二〇〇二年)二二 九頁も参照 更に、鈴木左斗志「刑法における結果帰責判断の構

ここでは、法益侵害をする認識(=故意)に基づいて共同

うな理解は、正当であると考える。 犯における「正犯性」として必要とするが、本稿もそのよ 犯罪事実の実現に結びついている」ことを過失犯の共同正

63 ○年三月三一日下刑集七―三―五三六。 での、過失犯の共同正犯を認めていない。 日本の判例も、監督者とその者の指示に従う者との間 秋田地判昭和四

70

- 64 Vgl. Kamm, a.a.O., S.202ff
- 65 するが、このような理解もここに連ねてよいであろう。 に承認されていない危険の設定」として現れることを要求 (Handlungsprojekt)」の下、全体行為が客観的に「法的 Renzikowski, a.a.O., S.288 せ、 共同の 一行為計画
- 66 と考えられる。 同義務」が課される、とすることの論拠もそのようなもの 「共同義務の共同侵害(違反)」説が、関与者らに「共
- 67 刑法総論』(二〇〇三年) 二五一頁。 山口厚「共犯論の課題」山口厚編著『クローズアップ
- 69 68 思われる。というのも、 めて広範に認めている。 例は、共謀共同正犯に顕著なように、 そして、このことは、日本の判例も認めてきたように 内田・前掲書 (注5) 二六四頁 確かに故意の領域においては、 しかし、 過失犯の共同正犯の肯定 共同正犯の成立を極

(注4を参照。)

は

時間的にも場所的にも非常に近

- は結局、「高度な分業化」が認められないということであ 接した場合でのみ、その成立を認めているのであり、 るように思われるからである。 それ
- 関与者らに「高度な分業化」が認められる場合が事実上多 解からは、以上のような事例において否定される根拠は、 杉田宗久「過失犯の共同正犯」大塚仁ほか編『新実例刑法 同正犯を否定することが多い(例えば、橋本・前掲書二〇 い、ということに求められる。 (総論)』〔二○○一年〕三五一─三五二頁)が、本稿の理 ○頁)。また、チーム医療においても同様である(例えば、 従来から、肯定説は、「狩をする」場合に過失犯の共

二〇〇五年 三 月二九日をへて掲載決定 二〇〇五年 三 月一四日受稿

(一橋大学大学院博士課程)